

令和2年 1月29日 制定

令和3年10月13日 改定

中期計画

〈令和2（2020）年度～令和7（2025）年度〉

学校法人 二戸学園

学校法人二戸学園 中期計画 目次

はじめに

1. 中期計画の策定に当たって . . . 1
2. 建学の精神に基づく本学が目指すところ . . . 2
3. 建学の精神 . . . 3
4. 中期計画期間 . . . 3

I. 大学の教育

- 〈教育の基本方針〉 . . . 4
- 【看護学部の教育目標】 . . . 4
- 【3つのポリシー】
 - 〈アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）〉 . . . 4
 - 〈カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）〉 . . . 4
 - 〈ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）〉 . . . 5

1. 学生受入れ . . . 6
2. 学生支援の強化 . . . 6
3. 学修環境の充実 . . . 8
4. 単位の認定、進級、卒業（修了）認定 . . . 9
5. 教育内容（教育課程）の充実 . . . 9
6. 教育方法の充実 . . . 10
7. 教育活動の評価 . . . 11
8. 教育・教員組織の整備 . . . 12
9. 教学ガバナンスの強化 . . . 13

II. 大学院の教育

- 〈教育の基本方針〉 . . . 13
- 【看護学研究科の教育目標】 . . . 13
- 【3つのポリシー】
 - 〈アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）〉 . . . 14
 - 〈カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）〉 . . . 14
 - 〈ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）〉 . . . 14

1. 学生受入れ . . . 15

2.	大学院の教育	・ ・ 1 5
3.	教育活動の評価	・ ・ 1 5
4.	教育・教員組織の整備	・ ・ 1 6
5.	大学院の運営体制等の整備	・ ・ 1 6
6.	大学院教育の充実	・ ・ 1 6
III.	大学の研究活動	
	〈研究の基本方針〉	・ ・ 1 6
1.	研究の重点化と特色ある研究の推進	・ ・ 1 7
2.	研究活動を活性化するための支援体制	・ ・ 1 7
3.	若手研究者への支援	・ ・ 1 8
4.	外部研究資金の獲得と研究支援体制等の整備	・ ・ 1 8
5.	研究成果の発信と管理	・ ・ 1 9
6.	研究倫理の徹底	・ ・ 1 9
IV.	大学の社会貢献活動等	
	〈社会貢献に関する基本方針〉	・ ・ 2 0
1.	本学の社会貢献の実態把握と社会貢献活動の推進	・ ・ 2 0
2.	本学の活動の社会への情報発信の充実	・ ・ 2 1
3.	社会連携・社会貢献を推進するための体制整備	・ ・ 2 2
V.	法人及び大学の管理運営	
	〈管理運営の基本方針〉	・ ・ 2 2
1.	法人ガバナンスの強化	・ ・ 2 2
2.	コミュニケーションの円滑化	・ ・ 2 3
3.	コンプライアンスの体制強化と推進	・ ・ 2 4
4.	リスク管理体制の整備と強化	・ ・ 2 4
5.	業務執行体制の見直しと人事管理	・ ・ 2 5
6.	効率的な事務体制の構築	・ ・ 2 6
7.	各種会議（委員会）の見直しと活性化	・ ・ 2 6
8.	給与体系の検証	・ ・ 2 6
9.	職員の資質向上	・ ・ 2 7
1 0.	広報活動の推進	・ ・ 2 7
1 1.	情報の公開（透明性の確保）	・ ・ 2 8

VI.	法人の財務及び会計	
	〈財務運営の基本方針〉	・・・ 29
	1. 財務基盤の安定化	・・・ 29
	2. 外部資金の獲得	・・・ 30
	3. 経常経費補助金の確保	・・・ 30
	4. 寄附金の創設	・・・ 31
	5. 会計システムの健全化	・・・ 31
	6. 適切な会計監査の実施	・・・ 31
	7. 中期計画の遂行に伴う予算の確保	・・・ 32
VII.	外部評価の受審	・・・ 32
VIII.	附属幼稚園	
	〈幼稚園運営の基本方針〉	・・・ 33
	【教育・保育理念】	・・・ 33
	【教育・保育方針】	・・・ 33
	【保育目標】	・・・ 33
	1. 教育・保育内容の充実	・・・ 33
	2. 園児の確保	・・・ 34
	3. 運営体制の整備	・・・ 35
	4. 施設・設備の充実	・・・ 35

1. 中期計画の策定に当たって【理事長 石山 哲】

大学や附属幼稚園が社会から求められる役割を果たしていくためには、設置者である学校法人の管理的機能や財務が適切で安定したものとなる必要があり、その運営は、適切で透明性の高いものであることが求められています。そのためには、法人運営の中核機関である理事会の権限と責任を明確にし、理事会の構成員である理事にも、このような認識を持った上で積極的に法人の運営に参画していくことが必要であると考えます。さらに、理事会自体に法人運営の適切性と透明性の確保が求められるとともに、監事及び評議員会の客観的な視点からのチェック機能を一層高めていくことも重要な課題です。

また、大学と附属幼稚園には、社会から求められている機能が十分果たせるよう、常に自己を検証し、主体性と自律性をもって活動していくことが重要です。そのためには、学長、園長、教職員がそれぞれの役割と責任を自覚し、明確な目標を設定してそれぞれの役割を遂行していくことが必要だと考えています。

適切な目標設定には、大学等が行う教育・保育、研究や社会貢献活動等についての厳正な現状把握と検証が必要であり、その検証に基づいた取組みを進めていく必要があります。

法人の管理運営はもちろん、大学等の教育、研究等の課題を速やかに解決し、より高いレベルに押し上げていくためには、「改革に向かうバランスある知力」、「問題の本質を捉え、課題を設定する能力」、「先を見通す長期的視野」、「マネジメントに対する熱意と情熱」が必要です。

より良い法人運営とより良い教育を展開・実施し、成果を上げていくためには、多くの時間と労力を要しますが、最も重要な視点の一つは、法人役員と大学、附属幼稚園の運営責任者である学長、園長、これを支える事務サイドが良好なコミュニケーションを形成し、目標を一にして取り組んでいくことが肝要です。

本中期計画は、上記のような改革・改善への考え方を基に、経営サイド、教学サイド及び事務サイドが、さまざまな事項の現状と課題を分析し、建学の精神とこれを達成するためのビジョンを共有し、その目標に向かった計画として策定しています。

本中期計画に盛込んだ事項は、当たり前のように、実現していくためには相当な努力が必要なものも多くあります。今回の計画は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度の6年間の計画ですが、この期間を超えてもなお実現できないものもあるかもしれません。期を越えても、一つひとつ着実に達成していくことで、社会が求める大学や附属幼稚園として発展していくことを期待しています。

また、数年後には、外部評価として認証評価を受けることになります。この認証評価の結果や学校教育を取巻く環境変化も着実に捉えながら、本中期計画の下、安定的な財務状況を維持し、適切な法人運営をしていきたいと考えています。本法人並びに大学及び附属幼稚園がさらに発展するよう、役員、教職員の協働と関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. 建学の精神に基づく本学が目指すところ【学長 清水 哲郎】

令和2（2020）年度からの6年間の中期計画を策定するに当たって、本学の将来に眼を向け、本学はどのような方向に進むべきかを、建学の精神に立ちかえって考えてみたいと思います。

現在、本学の建学の精神は、後述の「3. 建学の精神」に示す短い文として提示していますが、当初は、次のような長い表現を採っていました。

「地域に開かれた、人々と共に在る大学として、将来を見すえた創造的・知的構想力を備えた人間性豊かな社会人であるとともに、人々の生活と健康を高めようとするケア・スピリットをもった保健医療人として、社会に貢献できる専門職業人を育成することを目指して、世界に開かれた視点をもって実践・研究・教育にかかわる活動を進める。」

これは、教育・研究・実践の3面にわたって本学の社会的責務を表現したものでしたが、語られていることの核心を端的に示すために、教育に関わる部分の核となる文言を抽出し、この文言に研究・実践に関わる活動の方向性をも込めて、社会に示す建学の精神としたのです。

このような経緯を念頭に置いた上で、本学が社会の中で自らの責務を果たすべくどのような方向に歩み始めるかを示すことが、初代学長の務めだと考えます。なお、本学において「実践」は「社会貢献」にほかなりませんので、以下、教育・研究・社会貢献の3面について建学の精神に発する方向性を示し、現時点において本学が取組んでいく際の留意点を付したいと思います。

<教育>

「人々の生活と健康を高め 地域社会に貢献する ケア・スピリットを備えた保健医療人を育成することを目指します。」

本学の教育は、ケアの相手に対してケア的態度で看護実践に臨めるように、ケア・スピリットを涵養すること、臨床実践で直ちに使えるように、コアとなる知識・技術を学修すること、地域社会で人々と共に生きられるように、地域の事情・ニーズを理解することを3本柱としています。

この基本的方向性は変わりませんが、このような教育を実現していくためには、教育課程を適切に整備し、優れた素質を持つ学生を確保し、個々の学力に応じた丁寧な教育を行うことが必要です。そのためには、本学の置かれた状況の中で、本学の教育の現状を厳正に検証し、具体的な有効な方策を教職員が一体となって検討・実行していくことが肝要であると考えます。

（令和3年度追記：学長 濱中喜代）

令和3年度に開設した大学院（修士課程）においては、「確かな医療や看護の倫理観を備え、広い視野と深い人間理解に基づき、保健、医療、福祉等の幅広い知識と看護実践力を身につけた看護専門職者を育成する。」ことを目指し、学生個々の研究目的に沿った最適な指導体制を構築（複数教員による指導等を含め。）し、指導に当たります。

また、大学院の運営体制や教育体制を整備し、将来にわたって質の高い教育が展開できるよう努めます。さらに将来的には、修士課程における実績を基盤に博士課程についても検討していく所存です。

<研究>

「保健医療人である本学の研究者たちが、ケア・スピリットに発し、保健医療の教育に関する研究及び人々の生活と健康を高めることにより地域社会に貢献する研究を推進していきます。」

本学が社会にあって大学としての信頼を保ち、質を高めていくためには、各教員が研究者として自らの学問領域に関する研究や各教員が担当する領域に関する教育についての研究をこれまで以上に推進していく必要があります。社会に信頼される大学となるためにも、各教員が教育者・研究者として、その資質を高めていくことを期待したいと思います。

<社会貢献>

「本学自体が保健医療人として人々の生活と健康を高めることによって、地域社会に貢献する活動を、ケア・スピリットをもって展開します。」

すでに言及した教育・研究に関わる活動も、本学の社会貢献活動には違いありませんが、それだけでは本学の社会貢献として不十分です。本学が持つ人的資源や物的資源を更に広く社会のために提供し、保健医療面を中心に地域に益となるように活動することも、大学にとって重要な社会的責務です。本学が位置する地域を中心に、そのニーズを把握し、これに応えるべく、人々の生活と健康を高めることを目指した活動を展開したいと考えています。こうした活動は、本学が地域に根を下ろし、社会の一員として確固たる存在となっていくためにも必要です。

以上、建学の精神が示す本学の社会的責務を3面にわたって提示しました。今や、我が国は、超高齢社会、多死社会であり、若年人口減社会となっています。これらの現実を認識し、このような中で、本学がどのように役割を果たしていくかを常に考え、本学に求められる社会的責務を果たして行かなければなりません。

3. 建学の精神

本学は、地域に開かれた、人々と共に在る大学として、将来を見すえた創造的・知的構想力を備えた人間性豊かな社会人であるとともに、人々の生活と健康を高めようとするケア・スピリットをもった保健医療人として、社会に貢献できる専門職業人を育成することを目指して、世界に開かれた視点をもって実践・研究・教育にかかわる活動を進める。

上記のような考えに立ち、本学の建学の精神は、以下のとおりとする。

人々の生活と健康を高め
地域社会に貢献する
ケア・スピリットを備えた保健医療人

4. 中期計画期間

中期計画の期間：令和2（2020）年度～令和7（2025）年度（6年間）

I.大学の教育

<教育の基本方針>

人々の生活と健康を高めるために、豊かな人間性・社会性を培い、ケア・スピリットをもって、科学的根拠に基づく看護の専門的知識・技術を実践に活かせる基礎的能力を養い、多職種と協働しつつ地域社会の保健医療福祉に貢献できる看護実践者を育成する。

【看護学部の教育目標】

1. 周囲の人々とコミュニケーションを保ちながら社会人としての自覚をもって生活できる人間力を培う。
2. 看護する相手を全人的・共感的に理解する能力を培う。
3. 看護する相手とのパートナーシップを築き、ケア・スピリットに裏付けられた、看護を実践する能力を養う。
4. 科学的根拠に基づく看護学のコアとなる知識と技術を修得し、これを活かして、判断力をもって状況に即応した看護を実践する能力を養う。
5. 看護職ならびに多職種と連携・協働してチームとなって活動する能力を養う。
6. 地域社会のために、自らの専門性を活かして活動する心構えを培う。
7. 看護専門職者としての向上を常に心がけるとともに、豊かに成長し続ける素地を培う。

【3つのポリシー】

<アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）>

- 看護に関心を持ち、将来、看護師または保健師として地域社会に貢献したいという強い意欲をもつ人
- 他者と協力して問題解決できる、協調性とコミュニケーション能力をもつ人
- 人間の尊厳を理解し、世代を超えて人とかかわることのできる人

<カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）>

- 基礎科目は総合人間科学として、人間力や看護する対象の全人的・共感的な理解、コミュニケーション能力に重点を置き、人間理解のために「思考の基礎と方法」「自己・他者の理解」「生活・社会の理解」の3科目群を設置する。
- 専門基礎科目は看護とその対象理解ベーシックとして、パートナーシップや科学的な根拠に重点を置き、健康(健康課題も含む)の理解のために、「自然・環境の理解」「健康の理解」「保健と環境の理解」の3科目群を設置する。

- 専門科目は科学的根拠に基づく看護のコアとなる知識と技術、ケア・スピリットに重点を置き、看護の理解のために「基盤の理解」「実践の理解」の2科目群を設置する。
- 統合科目は看護の統合的理解として、多職種連携・協働や地域社会、看護専門職者としての成長に重点を置き、「在宅看護の理解」「地域・公衆衛生看護の理解」「看護の総合的理解」の3科目群を設置する。

<ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）>

○人間力

周囲の人々とコミュニケーションを通して理解し合い、協働することができる。

○ケア・スピリット

ケアの相手の人生にとっての最善を目指して、自ら進んでケアに向かう姿勢を発揮できる。

○人間の実践的理解

ケアの相手の意向・気持ち・状況を共感的に理解しようと努めることができる。

○専門的知識・技術とその臨床実践

看護ケアに必要なコアとなる専門的知識・技術を備え、臨床の場での具体的な対応に活かすことができる。

○多職種連携・チームワーク

チームメンバーや多職種のケア従事者たちと連携・協働することができる。

○アドボカシー

ケアの相手の側に立って、そのよい人生のために支援し、必要に応じて代弁ができる。



1. 学生受入れ

1) 現 状

平成 29 (2017) の開学以来、学生数が定員に満たない状況にあり、また、現在までに経済的事由、進路変更等により退学した者が若干名おり、入学者選抜試験の在り方も含め課題がある。

2) 対 策

アドミッション・ポリシーに基づいた学生受入れを行うため、以下のような取組みと検証を行う。

(1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の受験生への周知と優れた資質を持つ学生の確保

- ① 高校訪問や出前授業を積極的に行うことなどにより、高等学校との連携を密にする。
- ② 優れた資質を持つ学生を選考し、入学定員を確保するため、現状の入学試験内容及び方法の検証・評価を行い、新たな入学者選抜試験や試験時期等を検討する。
- ③ 継続的に優秀な入学者のある高等学校を対象とした指定校制推薦入学の検討を行う。
- ④ 現行の入学前教育を検証し、内容の改善を行う。

ア、入学者全員に入学後基礎学力の知識確認試験の実施し、その結果に伴い基礎的能力を高める講習会の実施

イ、推薦入学者に対し、入学前課題の提供と学内オリエンテーションの実施

(2) 入学者選抜に関するデータを分析・活用と高等学校などの新たなニーズを踏まえた入学者選抜試験の実施

- ① 入学試験方法と入学後の学修成績の関連性を検証し、これに基づく見直しと改善を行う。
- ② 大学共通テストへの参加を検討する（令和 4 年度以降）。
- ③ 受験動向を分析し、入学者選抜試験回数を増やすなどの方策を検討する。

(3) 障害のある学生の受入れの検討

- ① 学内の段差のある場所の確認・改修等、学内のバリアフリー化を推進する。
- ② 障害に合わせた個別対応のためのマニュアルの検討及び作成。

2. 学生支援の強化

1) 現 状

学修習慣が身につけていない学生が見られることや、経済的理由からアルバイトをせざるを得ない学生も多く、これらに対する支援策を検討していく必要がある。

また、看護師国家試験の模試結果等を分析し、現状に合ったキャリア支援策を検討する必要がある。

2) 対 策

健康で充実した学生生活を送ることができるよう、ケア・スピリットを持って以下の支援体制を強化する。

(1) 学修支援

学生がその資質を活かして、看護職に必要な力を得ていくような支援を行う。そのため、学生の勉学意欲向上及び主体的な学びを重視した学修方法を身につけられるよう、個別の学修指導、履修相談、進路相談などをきめ細かく行う。

- ① 学生の修学状況及びニーズの把握について、教学委員会、学生委員会の協力体制を強化する。
- ② 基礎学力の底上げを図る授業科目を充実させるなど、学生の進路や達成目標に沿った履修を十分かつ円滑に行うための環境作りを行う。
- ③ 学修成果の認められる場合は、学部長賞等で表彰し、学生のモチベーションをあげていく。
- ④ 保証人に成績・修学状況について、定期的に報告する制度の導入を検討する。
- ⑤ 学生の学修意欲を高めるため、特待生制度の導入を検討する。

(2) 生活支援

快適な学生生活を実現するため、学内の学修・生活環境を整備するとともに、学生との意思疎通を密にし、生活支援を組織的に行う。

- ① 環境整備を行うとともに、学生生活実態調査結果を活用し、学生の利便性・快適性を高める方策等を検討する。
 - ア、学生生活実態調査（アンケート調査）を隔年で実施する。
 - イ、アドバイザー制度による定期面談を基に、学生に生活改善を促す。
- ② 学生が抱える心身の問題に対応するため、学生委員会、保健室、学生相談室等の連携による相談体制を強化する。
 - ア、「学生委員会」を中心に、学生相談室を整備し、アドバイザー制度等による相談体制を強化する。
 - イ、臨床心理士や養護教諭又は保健師の常駐を検討し、学生がいつでも相談できる環境を整備する。
- ③ 学内外で快適かつ有意義な学生生活が送れるように、サークル活動や課外活動を支援する。
 - ア、本学の後援会と連携し、学生の課外活動に必要な用具や場所の整備を行う。
 - イ、課外活動等での成果の認められる場合は、学部長賞などで表彰し、学生のモチベーションをあげていく。
- ④ 奨学金制度の活用の促進とそれに伴う責任等についての周知を徹底する。
- ⑤ 高等教育の学修支援新制度の活用を促進する。

(3) 留年対策

履修期間中の出席状況を確認し、試験前から面談の機会を設けるなどの支援体制を充実させる。

- ① 各授業科目の担当者は、常に学生の出席状況と学修状況の確認を行う。
 - ② 長期欠席者をリスト化し、定期面談を実施することにより留年者等に対する学修支援を強化する。
 - ③ 定期試験が不合格で、再試験を受ける学生に対しては、試験前に面談を行い、適切な学修指導を行う。また、再試験にも不合格であった学生に対しては、教学委員と科目責任者が当該学生と面談し、今後について検討する機会を設ける。
 - ④ 留年が決定した場合の対応について、休学も含めて「教学委員会」と「学生委員会」がそれぞれの立場から連携して支援していく。
- (4) 国家試験対策の充実
- ① 国家試験模試を計画的に実施し、確実な知識を修得させるために自己採点や自己学修方法を定着させる。
 - ② 国家試験に対応した補習授業や外部講師による授業を開講する。
 - ③ キャリア開発支援室が中心となって、大学主催による医療機関等に関する説明会や病院との共催によるセミナー等を開催することにより、学年進行に対応した指導を充実する。
 - ④ 教員による「国家試験対策委員会」を設置し、計画的な学生支援を行う。
 - ⑤ 学生内にも国家試験対策係を置き、具体的な活動を企画させ、大学は、その実施に対し支援を行う。
- (5) 学生の意見が大学運営に反映する仕組み
- ① 授業に対する意見の汲み上げは、引続き授業評価アンケートを活用していく。
 - ② 生活状況や心身に係る問題については、アドバイザー制度を活用して学生の意見を汲み上げ、「学生委員会」が「教学委員会」と連携し、対応策等を検討する。
- (6) 就職支援及びキャリア支援システムの構築
- 学生へのきめ細かな就職支援や進学等の支援を行うため、進路指導に関する機能を強化する。
- ① 「キャリア開発支援室」(仮称)を設置する。
 - ② 医療機関と連携した就職説明会等を開催する。
 - ③ 臨地実習やインターンシップなど、地域と連携した実践教育を充実する。
 - ④ 国家試験対策、就職情報及び就職後の助産師、専門看護師、認定看護師などのキャリアパスに関する支援を強化する。

3. 学修環境の充実

1) 現 状

大学開設時の予想と従来の経験に基づく整備を行ってきたが、現状が適切なものかどうか検証が必要である。

2) 対 策

学生の学修意欲に応えることができるよう、自主学修に適した図書館や学習室等の学内環境を充実させる。

- (1) 設備・備品と図書整備を計画的に行うとともに、整備状況を点検評価し、改善を図る。
- (2) 図書館の利用状況・形態を検証し、学生のニーズを反映した図書等の整備を行う。
- (3) 情報環境を更に充実させるとともに、情報セキュリティを強化する。

4. 単位の認定、進級、卒業（修了）認定

1) 現 状

大学開設時の予想に基づいて単位認定や進級要件等を設定し、教育を行ってきたが、現状の設定が適切なものかどうか検証が必要である。

2) 対 策

ディプロマ・ポリシーと進級認定及び卒業認定との整合性を保つために、現状の教育課程を検証し、改善に取り組む。

- (1) 学修到達目標の達成度を適切に評価できるように、進級要件の見直しを行う。
- (2) 臨地実習の履修要件の見直しを行う。
- (3) 単位認定の公平な成績評価について検証し、改善を行う。
- (4) GPA(Grade Point Average)制度を導入し、学修指導に活用する。
- (5) 卒業認定要件とディプロマ・ポリシーの整合性を検討し、必要な修正を行う。
- (6) 卒業時にコアコンピテンシー（卒業時に修得すべき能力）の修得状況を評価し、卒業認定要件についての検討を行う。

5. 教育内容（教育課程）の充実

1) 現 状

ディプロマ・ポリシーは、6領域で示されているが、カリキュラム・ポリシーやこれに基づく科目群との関係性を分かりやすく整理する必要がある。

カリキュラム・ポリシーは、基礎科目、専門科目等の構造で示されているが、学修順序に基づいていない部分もあり、授業科目間の関係性が捉えにくい。

シラバスは、各授業科目の授業計画の概要は示されているが、ディプロマ・ポリシーに対応する到達目標や成績評価との関係性が示されていない。

2) 対 策

- (1) 教育課程の見直し

教育課程の評価を不断に行い、より適切な教育課程に改善・編成するとともに、大学

での学修に必要な知識や理解力・コミュニケーション能力、臨床実践能力などの看護職者とし具えるべき基礎的能力を身に着けるための教育を進める。また、令和2（2020）年度に本学が完成年度を迎えることに加え、令和4（2022）年からの新カリキュラム（第5次指定規則改正）の導入を見据え、現行カリキュラムの評価とともに、新しいカリキュラムの作成の準備を行う。

（2）カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性

- ① ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関係性を整理する。
- ② カリキュラム・ポリシーを体系化したカリキュラムマップを作成する。作成に当たっては、現行のカリキュラムツリーの評価・検討、スコープ（どのようなまとまりで教えるか）とシーケンス（どのような順序で教えるか）の視点を取入れて行う。
 - ア、コアコンピテンシー（卒業時に修得すべき能力、令和元（2019）年の指定規則改正を踏まえる。）が身に着くよう、4年間の科目構成の見直しを行う。
 - イ、実習に関しては、本学策定の「看護技術経験録」のデータを基に分析・評価を行い、科目構成や実習方法の見直しに反映させる。
 - ウ、一般教育の検証を、ディプロマ・ポリシーとの関連性と本学学生の基礎的能力の現状を踏まえて行い、新カリキュラムに反映させる。

（3）ディプロマ・ポリシーに基づくシラバスの作成及び改善充実

- ① ディプロマ・ポリシーに基づき、シラバスに各授業科目の成績評価基準を明示し、ホームページ等で公表する。
- ② 現行のシラバスについて、ディプロマ・ポリシーに対応する到達目標と成績評価となっているか、科目間の統一がとれているか、主体的な学修に結び付く内容となっているか、授業評価を踏まえた改善がなされているか等の視点から評価し、改善を行う。
- ③ 上記検討を基に、シラバスの様式の変更とマニュアルを作成する。

6. 教育方法の充実

1) 現 状

近年の学生の特質として受動的学修態度の学生が多く、基礎学力が十分でない学生が見られる。

2) 対 策

ディプロマ・ポリシーの看護ケアに必要なコアとなる専門的知識・技術を備え、臨床の場の具体的な対応に活かすことができるための能動的学修方法を取入れる。

本学の学生の特質を踏まえて、学生の学修ニーズと能力に応じた教育方法となっているかを検証し、改善に取り組む。

（1）自ら問題解決できる能力を養うためのアクティブ・ラーニングの推進

- ① 実践的な能力・問題解決能力を養うため、シミュレーション教育を充実させる。
 - ② IT を活用した教育の充実を図る。
 - ③ 授業にアクティブ・ラーニングを積極的に取入れる。
- (2) 授業評価アンケートの分析
- 授業評価アンケートから得られた課題について Faculty Development (以下 FD) 研修を実施し、教育課題解決のための方略を検討する。
- (3) 本学学生の基礎的能力を高める授業科目の開設
- 本学学生の基礎的能力を踏まえて、基礎科目(総合人間科学)に、大学での学修に必要な知識や理解するための基礎的な能力を身につける授業科目を新たに取入れることを検討する。
- (4) 看護実践現場と連携した教育の推進
- ① 医療機関等の看護実践現場との教育連携を強化する。
 - ② 学生の主体的実習態度を育成するための指導方法等に関する FD 研修を実施する。
 - ③ 医療機関等の臨地実習指導者と教員との共同研究を推進する。

7. 教育活動の評価

1) 現 状

講義科目の点検評価は、学生による授業評価アンケートをとおして行っているが、演習や実習科目における評価は実施されていない。また、教員相互の授業評価など、被点検評価者だけではなく、授業方法の改善のための多様な点検・評価が必要であり、評価後の改善点の明示など教育活動に関する PDCA サイクルを構築する必要がある。

FD 活動は、新設大学の実情や課題に沿った研修に取り組んでいる。今後は、Staff Development (以下 SD) 研修との合同や経年的に検討・構築できるテーマを設定するなど、FD の体系化を図っていく必要がある。

2) 対 策

FD 活動の一環として、教員相互の授業点検・評価を導入するとともに、学生による授業評価アンケートを検証、分析し、今後の教育方法・内容の充実に活用する。

(1) 授業点検・評価方法の見直し

- ① 学生による4年間の授業評価内容を分析し、授業評価項目とディプロマ・ポリシーとの整合性を検証する。
- ② 授業評価結果を学内ホームページに掲載し、学生への周知を図る。
- ③ 多様な授業点検と評価方法を検討し、導入する。
 - ・ 教員相互の授業評価方法を検討し、導入する。
 - ・ 授業評価アンケートや教員相互の授業評価を受けた「授業改善報告書」等の作成を検討する。

(2) FD 活動の活性化

大学の活動の活性化、教育技法等、学生の能力開発等を図りつつ、より質の高い教育を実践するため、FD 活動の活性化を図る。

- ① FD、SD の合同研修（私立大学の現状と課題、内部質保証システムの在り方等）を開催する。
- ② 継続的に検討していく必要のあるテーマ（カリキュラムマップ作成、アクティブ・ラーニングの手法等）を設定し、FD 研修に取入れる。

(3) 現行カリキュラムの評価と改善

卒業生や看護職場に対して調査を行い、卒業生が活動する臨床や地域の看護現場で真に必要なとされる能力や技術を把握し、現行カリキュラムとの検証を行い、教育課程の編成や科目内容の改善に反映させる。

8. 教育・教員組織の整備

1) 現 状

開設 3 年目を迎えるが、当初予定の教員が配置されていない領域があることや医療系教員が非常勤であることから、専門基礎科目の教育体制の充実が図られにくい状況にある。

また、全国的見地から見ると、看護系教員の地域偏在と専門領域の偏在という状況から、完成年度後の教員確保に課題がある。

2) 対 策

看護学部教育・研究の質的向上を図るため、以下を実施する。

(1) 教員の質を確保するための教員の採用・昇格の基準の明確化

- ① 大学院の開設に向けて、大学院を担当する教員の資格基準等を明確化する。
- ② いまだ配置されていない領域の教員を速やかに採用する。
- ③ 教員人事に関する委員会を設置し、昇任・昇格基準等を明確化する。
- ④ 教員評価（考課）制度の導入と結果の反映や活用方法等を検討する。

(2) 医学系の専任教員の配置の検討

専門基礎科目の強化・充実のため、医学系の専任教員の配置を検討する。

(3) キャリア開発支援室の設置

在学生だけでなく、卒業生や看護職者の再教育の機会を提供するため、「キャリア開発支援室」を設定する。

- ① 「キャリア開発支援室」に配置する専門的職員の確保
- ② 在学生向けのキャリア・ガイダンスの実施及び相談窓口の開設
- ③ 卒業生や看護職者向けのキャリア支援開発に関する研修計画の策定及び実施
- ④ 生涯教育、キャリア支援に関する研究の推進（共同研究費の活用）

9. 教学がバナンスの強化

1) 現 状

教授会の適切な運営はなされているが、各委員会のメンバー構成や委員会の必要性等についての検討が必要となってきた。

2) 対 策

学長、学部長等も含め、教学にかかわる各教員の業務分担と責任を明確にし、教学に係る運営が円滑に行われるよう、以下を実施する。

(1) 学長のリーダーシップと教授会の役割・機能の明確化

大学全体の教学に係る情報を全教員が共有し、意思決定等が速やかに行われるよう、学長のリーダーシップの発揮とともに、教授会の役割・機能を明確にする。

- ① 教授会構成員の役割・分担等の明確化を図る。
- ② 学長のリーダーシップによる教授会の円滑な運営を推進する。

(2) 各委員会の役割と機能を見直し

教育や学生支援等がより円滑に実質的に進められるよう、各委員会の役割と機能を見直し、再編と必要に応じた新たな委員会の設置を検討する。

II. 大学院の教育（令和3年度追記）

<教育の基本方針>

21世紀の我が国における看護学領域の研究と多様化する高度医療ニーズに対応できる人材として、確かな医療や看護の倫理観を備え、広い視野と深い人間理解に基づき、保健、医療、福祉等の幅広い知識と看護実践力を身につけた看護専門職者を育成する。

【看護学研究科の教育目標】

1. 臨床現場に合致した看護学教育を主導できる人材を育成する。
2. 幅広い健康問題に関与でき、それらの問題解決のために科学的探究心に根差し、独自に臨床においても看護研究を展開できる研究力を備えた人材を育成する。
3. 看護集団のみならず多職種チームの中でも日常的に扱う臨床上の課題に対して、倫理的アプローチができる看護の専門性に優れた人材を育成する。
4. 多くの専門職及び専門職外との連携において、組織の一員としてスムーズな連携を取ることのできる、看護の専門性に優れた人材を育成する。
5. 地域まで視野を広げ、より総合的な看護を提供する際の要となる有能な管理能力を発揮できる人材を育成する。

【3つのポリシー】

<アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）>

1. 専門性の高い看護学の習得を志向する人
2. 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する人
3. 看護学の教育・研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する意欲を有する人
4. 看護学や看護実践に対する高い探求心を持ち、主体的に学修する意欲を有する人

<カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）>

1. 広い視野で看護を捉えるため、看護実践力、教育力、研究力に有機的につながるような理論・専門的知識を学ぶことのできる科目を配置する。
2. 看護に対する科学的探究心を培い、専門的知識、態度、論理的思考を統合し看護実践に応用することのできる能力を養える科目を配置する。
3. 臨床現場が抱える倫理的諸問題やこれまでの研究成果や課題、看護実践の質を分析、評価する意義と方法等を学ぶ科目を配置する。
4. 教育・管理・指導的な立場で看護職のリーダーとして活躍するとともに、保健・医療・福祉チームの一員として協働する際に必要な知識やスキルを身に付ける科目を配置する。
5. 社会の多様な状況に応じた看護を提供するため、知識と研究を有機的に結び付けた管理能力を身に付けるための科目を配置する。

<ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）>

以下の能力を有し課程修了の要件を満たした者に修士（看護学）の学位を授与する。

1. 広い視野と深い人間理解に基づく臨床実践能力と看護学の教育能力を有している。
2. 健康に対する社会的ニーズを認識し、課外解決のために科学的探究心に根差した研究能力を有している。
3. 社会の多様な状況に応じた看護を提供するために、高い倫理観に基づいた看護実践能力を有している。
4. 保健・医療・福祉チームの一員として、多職種集団と連携できる能力を有している。
5. 保健・医療・福祉の分野の種々の課題に対し、判断力、調整力、改革力を伴う優れた看護の管理能力を有している。

1. 学生受入れ

(1) 社会人学生の受入れ

社会人にとってキャリアアップや就業現場の課題解決につながるような魅力あるカリキュラムを提示し、医療施設や看護職者に対して幅広い広報活動を展開することにより、安定的な学生の受入れを目指す。

(2) 学部学生の受入れ

学部学生に対して看護学の学修を進める中で、さらに高度な知識等の獲得の必要性を感じ、大学院への進学を選択できるよう促す。

2. 大学院の教育

(1) 看護学領域の履修指導の実施

研究科の教育目標、育成する人材像及び修了後の進路に対応する基本的な履修モデルに基づき、各看護学領域に合わせた個別の履修指導を行う。

また、長期履修制度を活用する学生への支援、遠隔授業履修に当たっての技術指導を実施する。

(2) 柔軟な教育の実施

昼間だけでは学修が困難と予想される学生のために、大学院設置基準第14条の規定を適用するなどし、履修形態の弾力化を行う。

また、遠隔地においても学修が可能となるよう、自宅や職場での遠隔授業による受講を可能とする。

(3) 研究指導の充実

修士論文作成に向けて各自の研究課題の明確化と具体的な研究の進め方、研究計画書の書き方等の研究プロセスを段階的に学んでいくことができるよう、全学的な指導体制で教授する。

(4) 学修環境等の整備

大学院教育、大学院生の研究に必要な専門的な図書・資料を購入するとともに、学修上必要な追加設備について適宜導入し、学修環境の整備・充実に努める。

3. 教育活動の評価

教員の能力開発や教育内容・方法の向上を図るため、大学院FD委員会を中心に組織的に取り組む。また、学修上の諸課題について解決を図るため、大学院生と教員による懇談の機会を設定する。

4. 教育・教員組織の整備

教員組織の整備に当たっては、教員人事計画等委員会での検討により、将来的な視点に立ち、年齢構成、教育経験、研究領域のバランスを踏まえた計画的な採用を行うことにより、教育研究の質の維持向上と継続性に留意する。

5. 大学院の運営体制等の整備

(1) 運営組織の整備

研究科の管理運営を適切に行い、研究科の教育・研究に関する事項を審議するため、「大学院教授会」を置く。

また、大学院に関する固有の事項を効率的に審議するため、「大学院教授会」の下に、「教学委員会」「入試委員会」「FD委員会」「自己点検評価委員会」の4委員会を設置する。

(2) 大学院運営に必要な各種規程の整備

大学院運営に必要な各種規程を整備し、実施状況等を検証しながら諸規程の改善を図る。

6. 大学院教育の充実

今後の地域社会の要請、修士課程教育の進展状況、学生の需要などを見極めながら、研究指導領域の拡充、入学定員の拡充及び博士課程の設置について検討する。

Ⅲ. 大学の研究活動

<研究の基本方針>

本学の研究者は、保健医療人としてのケア・スピリットを基盤として、保健医療教育に関する研究及び人々の生活と健康を高めることによって地域社会に貢献する研究を推進する。このため、大学としての研究課題を定め、重点的に取組むとともに、教員の担当領域に係る研究の深化と当該領域の知見・技術の教育法等の研究・開発を行う。

また、地域や臨床現場の看護職者等との共同研究の推進や他大学との共同研究を模索する。

さらに、科学研究費補助金等の競争的外部資金の獲得に向け、研究支援体制を整備するとともに、研究倫理意識の向上と管理体制を整える。

1. 研究の重点化と特色ある研究の推進

1) 現 状

特色ある研究課題3件（ケア・スピリット教育に関する研究、タブレット端末を用いた教育方法に関する研究、学生が地域志向性を持てるアイデンティティ形成のための教育方略に関する研究）をスタートさせ、研究成果を発信している。今後は、さらに進展すると思われる知識基盤社会、生涯学習社会等の新たな社会のニーズを踏まえて、地域社会や健康に課題を持つ人々に貢献できる研究・開発を充実させていく必要がある。

2) 対 策

建学の精神等に掲げられているケア・スピリットをもち、地域社会に貢献できる人材育成を目指した教育を実践するため、看護教育に関する研究課題を継続・推進するとともに、本学に相応しい新たな研究を推進する。

(1) 地域の医療・福祉等の関連機関や団体と連携した研究の推進

地域の医療・福祉等の関連機関・施設や団体と連携し、地域のニーズや地域の健康問題を明らかにし、地域の課題解決に向けた独創的研究を推進する。

(2) 大学間連携による研究を推進

大学間連携による研究を推進するため、他大学との学術交流の機会を模索する。

(3) 領域横断的な研究の推進

大学の研究活動をさらに活性化し、特色ある研究を充実させていくため、領域横断的な学内共同研究を奨励する。

(4) 教育実習先の医療機関等の看護職者等との共同研究の推進

教育実習先の医療・福祉関連機関・施設の看護職者等との共同研究を企画・実施する。

(5) 看護学領域ごとに、特色ある研究の推進

看護学領域ごとに特色のあるテーマを設定し、研究を推進する。

(6) ケア・スピリットと臨床倫理に関する研究の推進（令和3年度追記）

「臨床倫理研究センター」を設置し、看護学教育及び地域の医療・介護の課題解決に資するべく、ケア・スピリットを柱とする臨床倫理の研究を推進する。

2. 研究活動を活性化するための支援体制

1) 現 状

教員の個人研究及びその領域並びに学内共同研究の発表会を行っているが、これらそれぞれの研究内容を共有化し、研究内容をさらに深化させていくための取組みを推進していく必要がある。

また、学内共同研究、科学研究費補助金の申請・採択件数ともに増加傾向にあるが、さらに研究成果が上がるよう、研究資金の使途方法や研究環境を含め、支援体制を整備していく必要がある

2) 対 策

(1) 研究推進のための情報交換とフォローアップ体制の構築

- ① 年度末に学内研究発表会を実施するなど、学内共同研究の成果や年度内に行った学会発表等の内容を教員間で共有する機会を設ける。
- ② 各教員が進めている研究及び共同研究の内容等についての情報交換を図る。
- ③ 学内共同研究の募集・審査に加え、研究内容に関する助言を行う。
- ④ 進行中の研究に対するアドバイス、フォローアップを組織的に行う体制を整備する。

(2) 研究推進のための研究環境の整備

- ① 学内共同研究費を有効活用するため、配分方法について検討し、厳正かつ適正な配分が行われる仕組みを整える。
- ② 統計ソフト、文献検索システム、研究機器等の研究環境を充実させるとともに、これらの管理責任者の配置を検討する。
- ③ 研究時間の確保のため、週1日の研究日の設定を検討する。
- ④ 競争的外部資金の獲得者に対しては、必要に応じ当該研究に係る研究支援者の採用や研究スペースの確保を検討する。

3. 若手研究者への支援

1) 現 状

本学は、研究経験の長いベテラン教員と研究経験の浅い若手教員の二層化が顕著である。若手が個人で行う研究の推進と同時に、領域ごとや学内共同研究に若手教員の参加を促し、研究経験を積んでいく機会を増やす必要がある。

2) 対 策

経験の浅い若手教員には、研究遂行のため、さまざまな支援策を導入していくとともに、研究開始後の支援にも力を入れていく。

- (1) 若手研究者の研究に対する意識高揚と底上げを図るため、各領域において系統的な育成を図る。
- (2) 博士、修士等の学位未取得教員について、大学で働きながら大学院の修学ができるような支援策を検討する。
- (3) 教授陣による助教、助手の自立的研究に向けての個別相談や指導体制の整備を図る。

4. 外部研究資金の獲得と研究支援体制等の整備

1) 現 状

科学研究費補助金の獲得件数は増加傾向にあるが、科学研究費補助金以外の競争的外部資

金についての情報が不足しており、これらの制度の周知を図るとともに、応募促進のための支援強化が必要である。

2) 対 策

科学研究費補助金等の外部の競争的研究資金の申請・獲得を促進するため、大学の組織としての情報収集、情報提供を強化する。また、科学研究費補助金をはじめとする競争的外部資金の獲得に向けて、研究計画書の作成から研究遂行過程における支援を強化する。

- (1) 科学研究費補助金申請を教員の研究活動の一環として位置付け、これを積極的に推進、支援する。
- (2) 公的機関、助成財団、企業等の研究資金情報を大学として収集し、教員へ提供することにより、競争的外部資金の獲得を促進する。
- (3) 教授陣による科学研究費補助金申請及び採択後の個別フォローアップに努める。
- (4) 研究資金の獲得に向け、科学研究費補助金申請に関するFDを年1回開催する。
- (5) 科学研究費補助金等の競争的外部資金の申請書作成を支援する人材の確保と育成等、学内体制を整備する。

5. 研究成果の発信と管理

1) 現 状

現在、個人研究に関する成果発表は、個人に任されている。また、学内共同研究は、成果の公表について明文化された取決めがない。今後は、研究遂行過程のみならず、研究論文作成とその公表を推奨する仕組みを整備する必要がある。

2) 対 策

大学の広報部門と連携して、教員の研究活動及び研究活動をとおして蓄積された成果を社会に積極的に発信していく。

- (1) インターネットや大学のホームページによる各教員の研究テーマや研究業績を公開する。
- (2) 研究活動を通じて蓄積された研究成果は、積極的に「講演会」「公開講座」「シンポジウム」などで発表・公表し、社会に還元する。
- (3) 大学の研究マネジメント力を向上させる。

6. 研究倫理の徹底

1) 現 状

研究倫理については、「研究倫理審査委員会」が審査に当たっている。これまでに研究倫理的に問題となった事例はないが、人（病人、弱者、学生）を対象とする研究が多いことから、研究姿勢や研究方法等について研究倫理をこれまで以上に徹底していく必要がある。

2) 対 策

研修会、講習会等を開催することによって研究倫理の徹底を図る。また、不正行為の防止、早期発見、迅速対応など、研究倫理に関する監査体制を整備する。

- (1) 公明・公正・公平な審査を行うため、審査委員の構成を常に点検するとともに委員間の相互啓発を図る。
- (2) 「研究倫理審査委員会」には、研究倫理審査後の研究実施状況についても常に把握する機能を持たせる。
- (3) 年1回以上の研究倫理に関する自己学習(eラーニング)を義務付けるとともに、定期的な研究倫理に関する研修会を実施する。
- (4) 本学の研究活動上の不正行為の防止等について常に点検するとともに、不正防止体制の整備を図る。
- (5) 大学として、研究資金の適正使用、管理等のマネジメント能力の向上に努めるとともに、監査体制を強化する。
- (6) 研究倫理及び研究資金を統括する専門の事務部門の設置を検討する。

IV. 大学の社会貢献活動等

<社会貢献に関する基本方針>

本学の保健医療に関する専門的知識と人的資源を活用し、社会のニーズに適切に対応しながら地域の人々の健康と社会の発展に積極的に貢献する活動を、ケア・スピリットをもって展開する。

1. 本学の社会貢献の実態把握と社会貢献活動の推進

1) 現 状

公開講座の実施や一般市民、保健医療福祉従事者、高校生を対象とした出前講義等を実施しており、地方自治体の各種の各種委員会へ委員としても協力しているが、大学として、これらの活動の全体像を十分把握しておらず、大学全体としての体系化を図ることや計画的な活動の実施が必要である。

また、これらの社会貢献活動の社会への情報発信が十分ではない。

2) 対 策

(1) 本学の社会貢献活動の実態把握

これまで本学が実施してきた公開講座や出前講義、さらに教職員が個別に社会と関わり協力してきた案件、国や地方公共団体の各種の委員会等への協力状況等を把握し、体系的に整理する。

(2) 本学主体の社会貢献活動の推進

本学の社会貢献活動をさらに推進するために、これまで実施してきた活動を検証し、より社会が求めるニーズ等を踏まえた内容を加えて社会に提供していく。

- ① 公開講座等の体系化と社会ニーズに応じた講座内容の充実
- ② 学生・教員ボランティアの育成と支援の検討と実施
- ③ 本学地域交流室を活用した地域貢献活動の推進

(3) 地域医療機関・施設、看護協会、医師会等と連携した活動の推進

地域の病院や施設、看護協会、医師会等のニーズに応えるため、現状を調査し、勉強会の共同開催などへの協力等を検討する。

- ① 現状の実態把握とニーズ調査の実施
- ② 勉強会等への協力の可能性の検討
- ③ 看護職の「現任教育」のニーズを把握し、研修会開催等の可能性を検討

(4) 地方自治体等との連携による活動の推進

地方自治体の保健医療福祉の担当部署等との連携の可能性を検討する。

- ① 当該自治体が実施する市民講座等への協力
- ② 小・中・高等学校等への出前講義の実施

(5) 大学間で連携した活動の検討

大学の研究成果等を基盤として、大学間が連携した講座開催等の可能性を検討する。

(6) 産業界と連携した活動の検討

産業界と連携した活動の可能性について検討する。

(7) 公的機関の諸行政への専門的知見を活かした協力

本学の専門的知見を社会に活かすため、国や地方自治体の審議会、各種の委員会の委員として協力していく。

2. 本学の活動の社会への情報発信の充実

1) 現 状

本学の活動の社会への情報発信のため、ホームページの充実に努め、出前講義のチラシを作成して広報活動に活用しているが、新聞社やテレビ局等のマスメディアへの発信が十分とは言えない。

2) 対 策

- (1) 本学の教育、研究活動及び社会貢献活動等について、大学ホームページを通じて分かりやすく魅力ある内容で発信していく。
- (2) 地元の新聞社やテレビ局等に本学の研究活動や学生活動、各種の行事等の情報を積極的に発信する。

3. 社会連携・社会貢献を推進するための体制整備

1) 現 状

社会連携等を進めるための学内組織として「地域貢献・国際交流委員会」を設置しているが、これを支援する事務体制が整備されていない。

2) 対 策

本学の社会貢献活動を体系的に整理の上、検証し、これを基に各種事業を有効に実施・推進していくための体制の整備について検討する。

V. 法人及び大学の管理運営

<管理運営の基本方針>

学校法人は、その設置の趣旨に従い教育・研究環境を整備し、大学及び附属幼稚園の永続的な発展に努めていかなければならない。

本法人は、必要な組織体制や健全な法人運営を行うための諸規程を整備し、組織が果たす役割を明確にし、社会から負託された使命に添えていく。

また、教育・研究活動を支える事務体制を整備し、スキルを持った事務職員の育成を推進するとともに、適正な業務評価によって職員の意欲と資質の向上に努める。

1. 法人ガバナンスの強化

1) 現 状

開学間もない大学の運営や附属幼稚園の整備、健全な法人のガバナンスを確保していくための重要な学内諸規程の整備等、多くの課題がある。

2) 対 策

法人運営の中核的機関である理事会、評議員会及び運営協議会の権限と責任を明確にし、円滑で迅速な意思決定を推進する体制を整備する。また、法人運営の適切性を担保するため、監事機能をより高める取組みを進める。

(1) 理事会機能の充実

- ① 理事会がより機能するため幅広い分野の構成員により、一層の公正で客観性のある意見や提言を法人運営に反映させる。
- ② 教育、研究、社会貢献、管理運営等について、理事の役割分担を明確化する。
- ③ 理事会の議決事項や手続き等を明確化するため、「理事会運営規程」を整備する。

(2) 運営協議会の効率的な運営と機能強化及び権限を明確化

「運営協議会」の役割がさらに機能するよう、会議開催、議事運営の在り方等を検討す

るとともに、協議会の構成員が本会議の役割を十分に認識して会議の運営に当たる。

(3) 評議員会機能の強化

- ① 評議員会が諮問機関としての機能を発揮するため、広範な分野（地元有力者やマスコミ関係者等）から構成員を選出し、会議の活性化を図る。
- ② 評議員会が本来の機能をより発揮するよう、会議開催回数や会議の運営等について検討する。

(4) 監事機能の強化

- ① 監査機能をより充実したものとするため、「監事監査基準」を制定する。
- ② 法人の発展と運営改善のため、理事の業務活動評価の方法等について検討する。
- ③ 監事は、法人及び大学の各種の会議・委員会に積極的に出席し、各種の業務監査がより充実したものとなるよう務める。
- ④ 監事と内部監査室との連携を強化するとともに、大学全体としての支援体制を整備する。

2. コミュニケーションの円滑化

1) 現 状

- (1) 法人の運営方針等が必ずしも教職員に共有化されておらず、運営方針等に基づく活動が行われているとは言えない。
- (2) 経営サイドと教学サイドとの意見調整と理事会の議事の調整を図る目的で設置されている「運営協議会」は、開学時に比較すると一定程度その役割を果たしているが、法人・大学のより一層の発展のため、さらに改善に取り組む必要がある。

2) 対 策

役員及び教職員に対して法人のビジョンについて浸透を図り、全構成員の理解の下、大学等の諸活動が効率的に実施されるよう、構成員間のコミュニケーションの円滑化を推進する。

(1) 法人の運営方針等の共有

本法人の全構成員が、本中期計画において明示された理事長及び学長の方針や毎年度作成する事業計画の内容を共有するとともに、理事長や学長と教職員との懇談会等の機会を設定する。

(2) 「運営協議会」の役割の明確化

経営サイドと教学サイドとの意見調整機関として重要な位置付けを持つ「運営協議会」がさらに機能するよう、会議開催回数の増、審議結果等の位置付けの明確化を図る。

(3) 「法人運営調整会議」の機能的運用（令和3年度追記）

令和3年1月に、理事長、学長、常務理事、事務局長で構成する本会議を週1回開催し、理事会、評議員会、運営協議会がより機能するよう、経営サイド、教学サイド、事務サイドの実情等の情報を基に新たな提案等を行なう。

3. コンプライアンスの体制強化と推進

1) 現 状

- (1) 職員の就業上の倫理や服務等については、就業規則等に明示し運用されているが、役員については、これらに関する規範が制定されていない。
- (2) 「利益相反マネジメント規程」は、制定されているが、具体的な管理・運用規程が未整備であり、利益相反に関する教職員への周知も十分ではない。
- (3) 「ハラスメント防止規程」は制定されているが、これまでに規程に基づく防止委員会は開催されておらず、教職員への周知も不十分である。
- (4) 「公益通報に関する規程」は制定されているが、教職員への周知が十分ではない。
- (5) 情報管理、災害、ストレス、ハラスメント等、起こりうるリスクの現状把握が十分にできていない。また、災害発生時等の事案に対する対応マニュアルが不十分である。

2) 対 策

法人運営の規律性を維持し、社会への信頼性を保つため、コンプライアンスの推進体制を強化し、コンプライアンス意識の高い組織を形成する。

(1) コンプライアンス関連規程の整備と周知

役員の行動規範及び関連する規程を早急に整備するとともに、現行の利益相反やハラスメント等のコンプライアンスに係る規程の関係性を整理し、コンプライアンスを維持する全体的な仕組みを周知する。

(2) 利益相反マネジメントの強化

利益相反マネジメントに係る運用規程（細則）を早急に整備し、利益相反に係る管理・運用体制を整備するとともに、全構成員に対する周知の徹底を図る。

(3) ハラスメント対策の強化

- ① 規程に基づき、「防止委員会」を早急に開催してハラスメントに係る防止策を提示するとともに、具体的な事案に対応するための相談員の配置や調停、処分の手続き等のシステムを構築する。
- ② ハラスメントに関する研修会を企画するとともに、本法人のハラスメントに関する対応の仕組みについての説明会を実施する。
- ③ ハラスメントの防止策や具体の事案に係る通報等のシステムについて記載した啓発パンフレットを作成する。

(4) 公益通報についての周知

公益通報の仕組み、通報者の人権保護、不利益を生じないような措置等、教職員への規程の周知徹底を図る。

4. リスク管理体制の整備と強化

1) 現 状

情報管理、災害、ストレス、ハラスメント等、起こりうるリスクの現状把握が十分にできていない。また、災害発生時等の事案に対する対応マニュアルが十分ではない。

2) 対 策

- (1) 起こりうるリスクを洗い出し、現規程での対応の可能性を検証するとともに、対応すべきリスクの絞込みと優先順位付けをし、これに基づいた規程の見直しを行う。
- (2) リスク回避、発生時の対応組織体制の整備を検討する。
- (3) 想定される代表的なリスクに対する危機管理マニュアルを作成するとともに、実際の運用を念頭に置いた講習会や訓練を実施する。

5. 業務執行体制の見直しと人事管理

(令和3年度、当初計画の「5. 業務執行体制の見直しと強化」「6. 人員の確保と適切な人員配置」「9. 人事管理」を統合)

1) 現 状

- (1) 事務局各課の事務分掌について、開学前の想定との乖離と属人的な業務分担などにより、円滑な業務遂行に支障が生じている。
- (2) 開学時に比して職員数は増えているものの、年度進行に伴う業務量の増加に対し十分な体制とは言えず、特に教学関連の支援業務等が事務職員の業務の範疇を超えることもあり、事務職員としての本来業務に支障が生じている。
- (3) 事務職員の年齢構成の偏り、専門業務に対する少ない人員配置と経験不足等により、将来的な体制への不安や業務負荷が生じている。
- (4) 人事考課制度については、評価基準や運用に関して具体的事項が示されておらず、実施に至っていない。

2) 対 策

- (1) 限られた財源と人材の中にあって、法人及び大学の業務を効率的に運営していくため、常に各部署の業務体制の検証と見直しを行い、より充実した執行体制の確立を目指すとともに、現状に則した事務分掌の修正を継続的に行う。
- (2) 現状業務の精査・検証を基に、業務内容の整理と無駄の排除等を図るとともに、財務状況にも留意しつつ、各課の適正な人員配置と必要な人員増等を検討する。
- (3) 教務事務や会計事務等の専門性の高い事務分野やIT分野の人材について、年齢構成、経験等も考慮した採用に努める。
- (4) 人事考課制度について、本法人の実態に合った制度の検討・実施とその活用方法を検討する。(教員については、「I. 大学の教育 8. 教育・教員組織の整備」の項に記載)

6. 効率的な事務体制の構築

1) 現 状

若手事務職員による「事務連絡会」を月に1度開催し、各課の現状や課題等を共有している。他方、管理職レベルでは、「連絡調整会議」（令和3年1月から「業務連絡会」を名称変更）を毎週開催し、各課の現状と課題、理事会等の議題整理、教学上の課題等についても協議している。

2) 対 応

現行の2つの会議を引き続き継続していくとともに、両会議間の必要な情報の共有化を図り、業務遂行の一層の円滑化に努める。

7. 各種会議(委員会)の見直しと活性化

1) 現 状

(1) 教授会に置かれた各委員会は、毎年度の目標と年度計画を立て、これに基づく活動を展開している。また、これらの委員会の各年度の取組状況については、自ら評価検証を行い、「自己点検委員会」において各委員会の活動等の状況を取りまとめている。

(2) 委員会間の所掌事項の重複、必要な審議事項の漏れが生じることもあり、見直しが必要である。

(3) 教授会をはじめ、各委員会の会議時間が長く、教員、事務職員の負担となっている。

2) 対 策

(1) 「自己点検委員会」を中心とした検証評価の取組みは、認証評価等の外部評価を視野に入れ、継続していく。

(2) 自己点検評価結果も踏まえ、委員会間の重複する所掌事項を洗い出し、重複しているものは移管するなどの効率化を図る。また、委員会の在り方等については、今後とも継続的に検証し、改善を図る。（「I大学の教育 9. 教学ガバナンスの強化」を参照）

(3) 会議時間の短縮化等の効率化を図るため、委員長のリーダーシップの強化とともに、各委員会で検討すべき事項を適切な委員にあらかじめ割振り、これを基に議論・決定するなどの工夫を検討する。

8. 給与体系の検証

1) 現 状

(1) 人事考課制度が運用されておらず、給与面においては、昇給等の際の根拠が乏しい面が見られる。

(2) 現行の給与規程は、職員の経歴・実績と昇給・昇格等の処遇と必ずしも関連付けられ

ておらず、職員のモチベーションの観点からの見直しも必要である。

2) 対 策

- (1) 職員の昇給・昇格等について、人事考課制度を適切に反映させる。
- (2) 職員のモチベーションを高め、より質の高い業務を遂行するため、現行の給与規程を昇給・昇格等の待遇に関連付けるような内容となるよう、必要な改正を検討する。

9. 職員の資質向上

1) 現 状

大学職員としての経験が乏しく、専門分野における知識に欠ける職員が多いが、法人・大学に組織的な能力開発を行う仕組みがなく、個々の職員の努力に依拠している。

2) 対 策

- (1) 管理職による各課の所掌事務に関する研修や、職員が参加した各種研修会等のフィードバック報告会の実施など、職員の能力向上とモチベーションの向上に繋がる取組みを進める。
- (2) SDに係る企画・立案は、「FD委員会」の所掌事項であるが、教員を主対象としたFDに偏らず、全教職員が参加するSDの実施回数を増やしていく。
- (3) 学外の諸機関が実施する各種の研修会や文部科学省等が開催する説明会等に若手職員を積極的に参加させるとともに、還元研修を実施する。

10. 広報活動の推進

<大学の知名度・認知度を高めるための活動>

1) 現 状

- (1) 学生確保のための広報活動をとおして、大学の知名度の向上に努めている。
- (2) オープンキャンパスや大学祭、「さんさ踊り」への参加等、大学の知名度の向上に努めている。
- (3) 地域への貢献と大学の認知度の向上を目的とした公開講座等を開催している。

2) 対 策

本学のような新設大学にとって、広報活動は特に重要であり、学生の確保のための活動だけでなく、大学の知名度・認知度を高めるための活動を充実させ、地域社会において存在感のある大学となることを目指す。

- (1) 学生確保の目的とともに、その前提となる大学の認知度を上げるため、活動結果の客観的な評価・分析の基に的確なブランディングを行い、持続性のある総合的な活動を展開する。
- (2) 各種の広報活動の目的とターゲットを明確にし、年間スケジュールに沿った体系的な

広報活動を展開する。

- (3) オープンキャンパスや大学祭の内容に、地域との繋がりを意識した企画を盛り込むなどの見直しを行う。
- (4) 「さんさ踊り」の参加など、地域の行事や活動に積極的に参加する。
- (5) 公開講座は、社会や地域の関心事に焦点を置き、地域の人々が参加しやすい内容を検討する。(詳細は、「Ⅲ. 大学の社会貢献活動等」の項に記載)
- (6) 大学のホームページを活用し、大学行事のほか、教員の研究成果や本学の社会的活動等を積極的に紹介していく。
- (7) 大学としての学章を定め、大学としての一体感を高めるとともに、建学の精神・教育の特色、学外の認知度も高める。

<学生確保のための活動>

1) 現 状

- (1) 学生確保のため、関係する業界誌、進学関連の Web に入試関連の記事、大学紹介等の情報を掲載している。
- (2) 高等学校を訪問し、本学の紹介、入試情報等を説明している。
- (3) 年3回のオープンキャンパスの実施、県内で実施される各種の進学説明会に参加し、本学の紹介と入試情報の紹介している。
- (4) 盛岡駅構内の電子公告版での広報や IGR の車体広告等、受験生だけでなく、一般の人の目に触れる広報を展開している。

2) 対 策

- (1) 進学情報機関や在学生等からの情報入手に努め、現状を検証し、より有効な広報活動を展開していく。
- (2) オープンキャンパス、進学相談会、高等学校訪問等の広報活動の成果を検証し、実施時期・広報媒体・アピールすべき点等を含めて精査し、活動を行う。
- (3) 在学生の協力を得て、在学生の出身高校に近況報告を兼ねた本学の PR 活動を行う。

1 1. 情報の公開 (透明性の確保)

- (1) 教育・研究に関する情報の積極的公表
 - ・大学及び大学院の教育研究上の目的、3つのポリシー
 - ・教員組織 (ホームページの教員紹介の充実)
 - ・入学状況、在学状況、就職・進学状況 等のタイムリーな情報提供
 - ・簡潔で理解しやすい教育課程、シラバス等の公開
 - ・学修評価基準、卒業認定基準 等
 - ・校地・校舎及び学生の学修環境 等

- ・授業料等大学が徴収する費用
 - ・学生の修学支援、生活支援（奨学金等）、キャリア支援 等
 - ・学則等主要規程 等
- (2) 学校法人に関する情報の積極的公表
- ・寄附行為
 - ・財務諸表
 - ・中期計画、事業計画、事業報告
 - ・自己点検・評価報告書
 - ・監事の監査報告書
 - ・役員名簿、評議員名簿
 - ・役員報酬基準 等
- (3) その他大学の活動に関する情報の公表
- ・ガバナンス・コード
 - ・大学設置認可申請書
 - ・大学設置に係るアフターケアに関する資料
 - ・大学院設置認可申請書（令和3年度追記）
 - ・教員の研究業績の状況
 - ・本学が行う社会貢献活動等の状況
 - ・学生の課外活動等の状況

VI. 法人の財務及び会計

<財務運営の基本方針>

学校法人は教育研究の水準を維持・発展するため、健全な財務内容を持続し、教育・研究経費の確保、施設・設備を恒常的に維持していく必要がある。

本学では、このような大学に対する基本的要件を実現するため、資金収支の均衡を目指すとともに施設・設備の更新に必要な資金の確保に努める。

1. 財務基盤の安定化

1) 現 状

(1) 財務基盤の安定化にとって最も重要な課題である学生の確保は、過去3か年、志願者数、入学者数ともに低調である。

(2) 固定経費である人件費比率(人件費/経常収入計)は、平成29(2017)年度が50.3%、平成30(2018)年度は101.1%となっており、完成年度を迎えてはいないが、他大学

(500人未満の大学 平均 57.1%) に比べ高い比率となっている。

- (3) 教育研究活動の維持・充実のため不可欠な教育研究経費の経常収入に対する比率(教育研究経費比率)は、平成29(2017)年度19.4%、平成30(2018)年度33.9%となっている。

また、法人業務を維持するために必要な経費である管理経費の経常収入に対する比率(管理経費比率)は、平成29(2017)年度11.9%、平成30(2018)年度12.6%となっている。

2) 対 策

- (1) 学生確保のため、他大学の取組み等の情報を収集し、入学者選抜試験の方法や特待生制度の創設などを検討するとともに、効果的な広報活動を展開する。

(「I.大学の教育 1.学生受入れ」及び「IV.法人及び大学の管理運営 12.広報活動の推進」の項を参照)

- (2) 完成年度を迎えるまでは、収入・支出ともに安定しないことから、完成年度である令和2(2020)年度の実績と経常費補助金の収入状況等を踏まえ、令和3(2021)年度以降の人件費比率の抑制等について検討する。

- (3) 教育研究経費、管理経費のいずれの経費も学年進行に伴って漸増していくことが見込まれるが、人件費比率と同様に完成年度の実績を踏まえ、令和3(2021)年度以降の教育研究経費比率の確実な確保と管理経費比率の抑制を検討する。

2. 外部資金の獲得

1) 現 状

外部資金である科学研究費補助金は、平成29(2017)年度が8件12,081千円、30(2018)年度が12件16,576千円、令和元(2019)年度は14件14,576千円と件数は漸増している。

2) 対 策

科学研究費補助金は、引き続きその獲得、拡大に取り組むとともに、その他厚生労働省の補助金等の競争的外部資金の獲得に努める。(「II大学の研究活動」の項を参照)

3. 経常経費補助金の確保

1) 現 状

私立大学等経常経費補助金は、完成年度を迎えていないため、現在は交付されていない。

2) 対 策

完成年度後の私立大学等経常経費補助金を適切に獲得していくため、一般補助の算定に影響する入学定員の充足と教育研究経費比率の向上を目指す。

また、改革総合支援事業等の特別補助の交付要件を満たすための教育改革を進める。

4. 寄附金の創設

1) 現 状

大学設置時の受配者指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金を活用して、教育・研究に必要な備品等の整備と初年度の経常経費を賄ってきた。

2) 対 策

将来的にも教育研究水準を持続的に維持・発展させるとともに、設備備品・図書等の安定した整備を可能とするため、学生支援や教育環境の充実等を目的とした新たな寄附金の創設を検討する。

5. 会計システムの健全化

1) 現 状

財務、会計関係の諸規程を整備し、規程に則り適切な会計処理に努めている。

2) 対 策

- (1) 本学の実態を踏まえて現規程を必要に応じ見直すとともに、社会的要請等に即応して未整備の会計関係諸規程の整備を進める。
- (2) 引続き、規程に則った適切な会計処理を行うとともに、現状の会計処理が会計処理基準に適合しているかどうかを常に検証し、必要に応じて業務の効率化・合理化のための新たなルール作りを検討する。

6. 適切な会計監査の実施

1) 現 状

監事及び監査法人による会計監査を定期的に行っているほか、内部監査室による監査も計画的に実施している。

2) 対 策

- (1) 引続き、監事と内部監査室による監査を年度計画を立てて実施するとともに、監査結果を関係部署に伝達するほか理事会にも報告し、指摘があった場合は、所要の改善を進める。
- (2) 会計処理の一層の適正性を担保するため、監事、監査法人及び内部監査室による三様監査の場を設け、それぞれの立場での改善策等を提案し、改善に繋げていく。

7. 中期計画の遂行に伴う予算の確保

本中期計画を達成するため、特に下記の案件について、必要な予算を確保する。

(1) 大学院設置に伴う設備整備

大学院設置に必要な設備備品、図書及び人件費等の経費を適切に見積り、令和2年度以降の経常的な予算を確保する。

(2) 教育研究を推進するために必要な設備備品の整備

学年進行に伴う設備・備品や実習関係に必要な備品等の整備に係る経費について適切な見積りを行い、令和2（2020）年度以降の予算に反映させる。

(3) 附属幼稚園の施設・設備備品の整備

新園舎の建設費に係る財源確保及び関連する設備・備品の整備に必要な経費について、適時の予算に計上し、実現に努める。

(4) その他の対応

将来の機器・備品の買替え等に適切に対応するため、施設設備拡充特定資産の積立（第2号基本金）を検討する。

Ⅶ. 外部評価の受審

1) 現 状

これまで教学の分野については、教授会に置かれた「自己点検評価委員会」が主導して、毎年度「自己点検評価報告書」を刊行し、各委員会活動、各領域の教育・研究活動についての点検・評価を行ってきた。

今回の中期計画策定を契機に、教学関係だけでなく、法人に置く「中期計画・評価委員会」を中心に、管理運営面を含めた自己点検評価を行おうとしている。

また、今後は、これまで行ってきた自己点検評価に加え、外部評価として認証評価の受審を受ける必要がある。

2) 対 策

外部評価として、以下の評価機関による評価を受ける。

(1) 大学の認証評価（機関認証）の受審

- ① 日本高等教育評価機構への会員申請をし、当機構の認証評価を受審する。
- ② 受審時期は、令和5（2023）年度を想定し、受審体制の検討・整備を行う。
- ③ 受審後は、評価結果を検証し、法人に置く「中期計画・評価委員会」を中心に各委員会が連携して必要な改善に努める。

(2) 看護教育評価の受審

- ① 日本看護教育評価機構への会員申請の検討し、当機構による評価を受審する。
- ② 関連の情報収集に努め、受審時期を検討する。

- ③ 看護学部の「自己点検評価委員会」を中心に受審体制の検討・整備を行い、受審準備を進める。
- ④ 受審後は、評価結果を検証し、「自己点検評価委員会」を中心に必要な改善に努める。

VIII. 附属幼稚園

<幼稚園運営の基本方針>

学校法人の創立の地である岩手県二戸市で活動する岩手保健医療大学附属幼稚園（以下「こども園」という。）は、地域に根ざした保育・教育を実践する。

また、新たにスタートした幼児教育の無償化に伴い、幼児教育に対するニーズも多様化しており、これらの変化に的確に適応できる運営と地域に貢献できるサービスを提供できる「開かれたこども園」を目指す。

【教育・保育理念】

養護と教育が一体となる環境の下、家庭と地域との連携を大切に調和のとれた発達を促す。

【教育・保育方針】

適切、安全な環境の下、遊びや生活を通じて、子供の自主性や思考力を伸ばす。

【保育目標】

- ・明るくたくましい子ども
- ・やさしく思いやりのある子ども
- ・自分で考え意欲的な子ども

1. 教育・保育内容の充実

1) 現 状

幼児期の特性を踏まえて、遊びを中心とした生活の中で、一人ひとりに応じた総合的な指導が必要とされている。

教育・保育内容に特色を持たせるため、保育士では実践しにくい分野の教育についても検討を進め、外部講師による教育も実施している。

2) 対 策

(1) 外部講師の活用

これまで行ってきた教育・保育を本園の理念・方針に則り着実に実施していくとともに、引続き、外部講師を積極的に活用することにより、幅広い幼児教育を実施し、小学教

育につながる学習の基盤の充実を図る。

(2) 教育手法の改善

上記に加え、こども園の教育・保育が魅力あるものとなるよう、現状の教育方法等を検証し、新たな教育内容を盛り込むとともに教育手法の改善・充実を目指す。

(3) 大学との連携

附属こども園としての特性を活かし、大学の教員による幼稚園教諭、保育士を対象とした幼児の健康等に関する研修を実施する。

2. 園児の確保

1) 現 状

こども園は、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日に「幼稚園型認定こども園」として再スタートした。園児数は、徐々に増加してきているが、定員には達していない。

2) 対 策

園児の確保のため、以下のような活動を推進する。

(1) 特色ある教育・保育の展開

これまでの英語学習や体操教室に加え、保護者等の意見や他の幼稚園の活動を参考に、新たな内容を教育・保育に取り入れ、園児の確保に繋げる。

(2) 効果的な広報活動の展開

- ① フェイスブックを中心とした SNS を利用して、こども園の活動をタイムリーに公開していく。
- ② 教育方法、保育内容やこども達の活動を、分かりやすく身近な情報としてホームページに掲載する。
- ③ 魅力的なパンフレットを作成し、市役所等の公的機関に配布、常置できるよう働きかける。

(3) 地域との交流の推進

- ① 「夏祭り」等のこども園の行事を地域の住民にも案内し、本園の魅力をアピールしていく。
- ② 大学の附属こども園という特性を活かし、園児の保護者や地域住民を対象にした大学教員による講演会・意見交換会等を行う。

(4) 口コミの活用

口コミを活用して、地域の乳幼児の状況を把握し、紹介による入園に繋げる。

<在籍園児数の目標>

年 度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
園児数	5 5	5 8	6 1	6 4	6 7	7 0

3. 運営体制の整備

1) 現 状

こども園を円滑に運営するための体制は、必ずしも十分ではなく、園長 1 人に頼っている面もあり、予算編成、決算時の事務処理に支障が生じることがある。

2) 対 策

(1) 職員の資質の向上

園長を補佐する人材を育成し、こども園の運営強化に努める。また、若い保育士が多いことから、OJT などにより保育士のスキルアップを図る。

(2) 柔軟な事務処理体制

保育士が、通常の保育士業務に加えて、事務処理も行うことで、こども園の運営に参加していく意識を醸成する。また、園児数の増加に対応するため、事務的業務も兼務できる保育士を配置し、働きやすい環境を整備する。

(3) 法人本部との連携の密接化

こども園の会計処理等の状況を常に整理し、法人本部との連絡を密にする。

4. 施設・設備の充実

1) 現 状

平成 29 (2017) 年 3 月に、堀野字馬場地区に 0 歳児から 2 歳児を対象とした園舎を建設し、必要な設備・備品等を整備し運営しているが、3 歳児から 5 歳児を対象とした堀野字東側地区園舎の老朽化等により、馬場地区園舎を増築することが緊急の課題である。

2) 対 策

(1) 園舎の増築と整備

堀野字馬場地区に、3 歳児から 5 歳児を対象とした園舎を増築し、教育・保育を馬場地区に集約することで、地域の幼児教育と保育のニーズに応じていく。

(2) 園児の安全確保

現在使用している設備については、定期的に保守点検を行い、園児の安全に努める。

(3) 設備・備品の整備計画の作成

必要な設備・備品は、毎年度見直しを行い、適切な整備計画を作成する。

(4) 堀野字東側地区の園舎

堀野字東側地区の園舎については、今後、取壊し、土地利用等の検討を行う。

(令和 3 年度追記)

(5) 幼保連携型認定こども園の設置 (岩手保健医療大学附属認定こども園北上 (仮称))

令和 6 年 4 月 1 日の開設を踏まえ、認定こども園の整備形態を整理し、関係各方面 (施設整備者、敷地所有者、岩手県、北上市等) との調整を行う。

また、園開設に係る資金内訳 (国庫補助金等、寄附金、本法人の負担) を確定させるため、令和 3 年度から所要の事業申請等の手続きを進める。